

(3) 13年経過した4輪以上及び3輪の軽自動車に対する重課税の導入

最初の新規検査から13年を経過した4輪以上及び3輪に係る軽自動車の税率は次のとおりとし、平成28年度分から適用します。

車種区分			税率
4輪以上	乗用のもの	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用のもの	営業用	4,500円
		自家用	6,000円
3輪			4,600円

3 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る個人町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し平成30年度までとなります。

町税、各種保険料は、必ず納期限内に納めましょう !!

町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の普通徴収の納期は次のとおりです。必ず納期限内に納めましょう。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期限	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日

仕事で忙しい方や不在がちな方等には、便利で確実な口座振替がお勧めです。(は既に納期限到来済みです。)

■町税の徴収について■

町では、税の公平性と貴重な自主財源である町税（道町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を確保するため、徴収・滞納処分を行います。

町税に未納がある方に対しては、文書・電話・戸別訪問による催告を行い、納税の促進を図っておりますが、**再三の催告にもかかわらず、納税に対して誠意のない方については、必要な調査を行った上で財産の差押（預貯金、給与、不動産等）を実施します。**

また、町が「町民税」と併せて徴収しております『道民税』は、北海道の貴重な財源であり、納税をされない方については、その徴収を北海道に引継ぎます。

北海道に徴収を引継いだ方については、法律に基づき北海道（宗谷総合振興局税務課）から納税の催告や財産の差押などが行われます。

なお、納期限内に納税できない方や、事情により納税が困難な方につきましては、随時、納税相談を受付けておりますのでご連絡下さい。

問い合わせ先

会計課財政グループ 税務担当
電話 5-1113（会計課直通）告知端末機 5-8813